

令和 3-2 年度文部科学省政策評価実施計画（案）令和 3-2 年 4 月 1 日文部科学大臣決定

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）及び「文部科学省政策評価基本計画」（平成 30 年 4 月 1 日文部科学大臣改定）（以下「基本計画」という。）に基づき、令和 3-2 年度文部科学省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

**第 1 計画期間**

本実施計画の計画期間は、令和 3-2 年 4 月 1 日から令和 4-3 年 3 月 31 日までとする。

**第 2 政策評価の対象**

政策評価の実施に当たっては、基本計画の別紙 1（参考 1 参照）に定める「文部科学省の使命と政策目標」に沿って、以下の 1 及び 2 のとおり評価対象を設定する。

**1. 事後評価****(1) 文部科学省の政策全般に関する評価**

政策目標の実現に向けて令和 2-元 年度に取り組んだ施策のうち、基本計画の別紙 2（参考 2 参照）に示す施策を対象とする。

なお、事後評価を行わない施策については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）4 に定める実績の測定（モニタリング）を行う。

**(2) 規制に関する評価**

文部科学省の所掌に係る政策のうち、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成 13 年政令第 323 号）（以下「施行令」という。）第 3 条第 6 号に掲げる政策を対象とする（見直し周期が令和 3-2 年度に到来したもの）。

**(3) 租税特別措置等に関する評価**

文部科学省の所掌に係る政策のうち、施行令第 3 条第 7 号及び第 8 号に掲げる政策を対象とする（事後評価実施年度から 5 年以内）。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、当該年度に事後評価を実施したものとみなす。

## 2. 事前評価

### (1) 研究開発に関する評価

令和 4-3 年度予算において新規又は拡充を予定している事業のうち、施行令第3条第1号及び第2号に掲げるものを対象とする。この場合、研究開発に関する評価の単位及び事業名については、原則として、予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。

### (2) 規制に関する評価

令和 3-2 年度中に新設又は改廃される法律又は政令のうち、施行令第3条第6号に掲げるものを対象とする。

### (3) 租税特別措置等に関する評価

令和 4-3 年度に新設等を予定している租税特別措置等のうち、施行令第3条第7号及び第8号に掲げるものを対象とする。

## 第3 評価の実施方法

### 1. 事後評価の実施方法

#### (1) 文部科学省の政策全般に関する評価の実施方法（実績評価方式）

##### ①事前分析表の作成

政策所管部局は、目標や達成手段に関する事前の想定をあらかじめ整理・公表するため、全ての施策について「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）2に基づき、施策目標、達成目標、指標及び達成手段等について明確にした事前分析表を作成し、公表する。

##### ②事後評価書の作成

政策所管部局は、実績評価方式により、指標や主な政策手段等の状況を踏まえつつ、施策ごとに、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けての進捗状況を必要性、効率性、有効性等の観点から把握して事後評価を行い、今後の課題を明確にしつつ、令和 3-2 年度以降の政策への反映方針を明らかにする。その際、内閣の重要政策との関連にも留意する。政府の策定する各種基本計画・戦略等の上位政策の目標との関連性を意識して測定指標や目標値の共通化を図るとともに、政府全体の取組方針における文部科学省の役割についても記述する。

評価書の作成においては、同ガイドラインを踏まえるものとする。

#### (2) 規制に関する評価の実施方法

政策所管部局は、事業評価方式により、規制の必要性、影響、費用と効果（便益）

の関係、代替案との比較等について、行政行為ごとに事後評価を実施する。

### (3) 租税特別措置等に関する評価の実施方法

政策所管部局は、事業評価方式により、必要性、有効性、相当性等について、事後評価を実施する。

## 2. 事前評価の実施方法

### (1) 研究開発に関する評価の実施方法（事業評価方式）

政策所管部局は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成29年4月1日文部科学大臣決定）等を踏まえて事前評価を行う。その際、科学技術・学術審議会等において有識者の知見を聴取することを基本とする。

### (2) 規制に関する評価の実施方法（事業評価方式）

政策所管部局は、事業評価方式により、規制の必要性、影響、費用と効果（便益）の関係、代替案との比較等について、行政行為ごとに事前評価を実施する。

### (3) 租税特別措置等に関する評価の実施方法（事業評価方式）

政策所管部局は、事業評価方式により、必要性、有効性、相当性等について事前評価を行う。

## 3. 評価結果の公表

政策所管部局は、国民への説明責任の徹底を図る観点から評価書の要旨を作成し、各評価書と同時に公表する。

## 第4 政策評価結果の政策への反映状況の公表

政策所管部局は、政策評価法第11条の規定に基づき、令和3-2年度に行った事前評価及び事後評価結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、公表する。

## 第5 政策評価の質の向上に向けた、職員の能力の向上

政策評価を実施する職員の政策評価に関する理解を向上させるため、大臣官房政策課政策推進室が中心となって、政策評価に関する各種情報を広く提供する。また、政策のPDCAサイクルが効果的なものとなるよう、政府主催の政策評価に関する統一研修やEBPM手法を取り入れた研修を活用しつつ職員の能力向上のために必要な研修等を行う。

## 第6 実施計画の見直し

実施計画については、政策評価の実施状況等を踏まえ、必要が生じた場合には計画期

間内においても所要の見直しを行う。

## **第7 其他**

実施計画に定めるもののほか、令和~~3~~<sup>2</sup>年度に行う政策評価に関し、必要な事項は別に定める。